

「預金保護機構法」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

預金保護機構法

●仏暦二五五一年・預金保護機構法令

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五一年預金保護機構法令（プララーチャバンヤット・サターバン・クムクロン・グンファーク）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日から一八〇日が経過した時に施行する。〔官報公示日は二〇〇八年二月一三日、施行日は二〇〇八年八月一日〕

第三条

本法令において、

「機構（サターバン）」とは、預金保護機構を意味する。

「金融機関（サターバン・ガーンゲン）」とは、金融機関事業法に基づく商業銀行、ファイナンス会社、またはクレジットフォンシエ会社、もしくは勅令で定められたところに基づく設置法のある銀行を意味する。

「預金（グンファーク）」とは、預金者に返済しなければならない義務のある金融機関が民衆またはいずれかの者から預かった金銭を意味する。

「管理委員会（カナカマカーン・クワップクム）」とは、金融機関事業法に基づく金融機関管理委員会を意味する。

「基金（ゴントウン）」とは、預金保護基金を意味する。

「理事会（カナカマカーン）」とは、預金保護機構理事会を意味する。

「総裁（プーアムヌアイガーン）」とは、預金保護機構総裁を意味する。

「係官（パナックガーンジャオナーティ）」とは、本法令に基づく遂行のために預金保護機構総裁が官報公示により任命した預金保護機構の職員を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第四条

設置法のある銀行は本法令に基づく銀行預金保護があるようにするため、その銀行を金融機関と定める勅令を制定する。

第五条

財務大臣は機構の事業を一般監督する権限義務を有し、本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のため省令および布告を制定する権限を有する。

その省令および布告は官報で公示した時に施行することができる。

第一章 預金保護機構

第一節 設置および資本

第六条

法人格を有し、以下の目的を有する「預金保護機構」と呼ぶ機構を設置する。

- (一) 金融機関の預金を保護する。
- (二) 金融機関システムの堅固性および安定をもたらす。
- (三) 金融機関事業法に基づき管理下に置かれた金融機関を処理し、免許書を取り消された金融機関を清算する。

第七条

第六条に基づく目的に沿った実施において機構は以下の権限と義務を有する。

- (一) 機構の基金、資本および資産を管理運営する。
- (二) 第四九条に基づき金融機関が基金に納入する金銭を徴収し、第五三条に基づき預金者に支払う。
- (三) 諸資産を有し、国内外で権利の生起もしくは法律行為をなす。
- (四) 手形、債券もしくはその他の金融証券を発行する。ここに大臣の承認により理事会が定めた原則、方法および要件に従う。
- (五) 政府債もしくは政府が現金と利息を保証した債務性証券に投資する、もしくは大臣の承認により理事会が定めたところに基づきその他証券に投資する。
- (六) 通常の経営のためだけに限定して金融機関、タイ国銀行もしくは設置法のある銀行に預金する。ここに理事会が定めた原則、方法および要件に従う。
- (七) 機構の目的を成就させる経営に係る、もしくは経営による全ての事業行為。

第八条

機構はバンコク都またはその近郊県に本店を設置し、王国内のいずれかの場所に支店または代表事務所を開設することができる。

第九条

機構の資本は以下から構成される。

- (一) 政府が配分した資金。
- (二) 機構のものとなった金銭または資産。
- (三) 寄託人のいるその他の金銭または資産。
- (四) 理事会が第四八条に基づき配分した基金の利得。
- (五) 機構の金銭または資産による利得または収入。

第一〇条

機構の初期資本を一〇億バーツ以下と定める。

第一一条

機構は予算法およびその他の法律に基づく官公庁または国営企業ではない国の機関とする。機構の収入は国庫に納めなくてもよい。

第一二条

機構の事業は労働保護法、労働関係法、社会保障法および労災補償金法の規定下に置かれない。ここに機構は機構の総裁、職員および被雇用者が労働保護法、労働関係法、社会保障法および労災補償金法に定められたところを上回る報酬を受けられるよう規約または規定があるようにしなければならない。

第二節 財務、会計および会計監査

第一三条

機構は事業に適した会計システムを設定および維持し、常時内部監査があるようにする。

第一四条

機構は会計年度末日から六〇日以内に財務諸表を作成し、会計監査人に送付しなければならない。
機構の会計年度は暦年に従う。

第一五条

国家会計検査院を会計監査人とし、機構の全ての種類の会計および財務を検査、保証する。

第一六条

会計監査人は機構の会計帳簿および証拠書類を検査する権限を有し、このために機構の総裁、職員または被雇用者から事情聴取する権限を有する。

第一七条

会計監査人は会計年度末日から一二〇日以内に機構の財務諸表を監査、意見を表明し、機構に会計および財務の検査結果を報告する。

機構は会計年度末日から一五〇日以内に会計監査人が第一段に基づき監査、意見表明した財務諸表を官報で公示する。

第一八条

機構は会計年度末日から一五〇日以内に大臣に対し年次報告書を提出する。報告書においては前年度の機構の業績、理事会の方針、プロジェクトおよび将来計画に係る説明にも言及する。

第三節 理事会

第一九条

理事長、財務省代表、タイ国銀行代表および三人以上五人以下の有識者を理事とする「預金保護機構理事会」と呼ぶ理事会を設置する。有識者理事は金融財務面の有識者および法律面の有識者が少なくとも一人ずつ以上いなければならない。総裁は理事兼書記とする。

大臣は任命審査のため内閣に理事長と有識者理事の名を提出する。

第二〇条

内閣が任命する理事長および有識者理事の任期は一期四年とする。

最初の任期で二年が経過した時、理事長と有識者理事の半数が籤引きにより退任する。計算上端数が出た場合は切り捨てる。当該籤引きによる退任は任期に基づく退任とみなす。

任期に基づき退任する理事長と有識者理事は、新たに選任された理事長と有識者理事が任務に就くまで任に留まる。

任期に基づき退任した理事長と有識者理事は再任されることができ、連続二期を超えて就任することはできない。

第二一条

理事長と有識者理事は以下の資格を有していなければならない。

- (一) タイ国籍者である。
- (二) 満七〇歳以下である。

第二二条

理事長と有識者理事は以下の禁止様態にあってはならない。

(一) 政治的地位、政党の地位者または職員である、もしくはかつてそうであった。ただし地位を離れて一年以上であればその限りではない。

(二) 金融機関の五%超の株主である。

(三) 金融機関の取締役、顧問、もしくは職位にある、もしくはかつてそうであった。ただし地位を離れて一年以上であればその限りではない。

(四) 公務、国の機関、国営企業または金融機関から背任もしくは重大な悪品行により解任、免職または退任されたことがある。

(五) 執行猶予のあるなしに関わらず確定判決で禁固刑を受けたことがある。ただし過失罪または軽犯罪である場合はその限りではない。

(六) 破産者である、もしくは悪意の破産者だったことがある。

(七) 無能力者または準無能力者である。

第二三条

第二〇条に基づく任期による退任のほか、理事長と有識者理事は以下の時に退任する。

(一) 死亡した。

(二) 辞任した。

(三) 背任、悪品行、義務不履行または能力欠如を理由に、大臣の提言に基づき内閣が解任を決議した。このときはっきりとした解任事由を示さなければならない。

(四) 第二一条に基づく資格を欠いているた、もしくは第二二条に基づく禁止様態にある。

理事長または有識者理事が任期切れ前に退任した場合、代わりに任命された者の任期は前任者の残り任期と同じとする。

第二四条

理事会の会議は全理事の半数以上の出席をもって成立する。

理事会の会議において理事長が会議に出席しない、もしくは任務を果たせない場合は、出席した理事が一人の理事を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。理事一人は一票を有し、決議において票数が同じである場合は会議の議長が決定票を投じる。

第二五条

理事会は第六条に基づく目的の枠内で、機構の事業方針を定め、一般監督する権限および義務を有する。その権限および義務には以下も含む。

(一) 第四九条に基づく基金への納入、および第五〇条に基づく付加金の原則および方法を定める。

(二) 第三三条に基づく権限付与、および第三五条に基づく総裁代行に係る規約を制定する。

(三) 第三八条に基づく本法令に従った保護対象預金引き受け金融機関であることを示す内容、標章またはシンボルの使用規約を制定する。

(四) 第五一条に基づく保護対象預金の詳細と種類を定める。

(五) 第五二条に基づく預金者の預金受取申請および権利行使の原則、方法および要件を定める。

(六) 第五三条に基づく預金者に対する支払いの原則、方法および要件を定める。

- (七) 機構の年次報告を承認する。
- (八) 機構の財務、会計、予算および部品調達に係る規約を制定する。
- (九) 機構の一般運営および人事運営に係る規約を制定する。
- (一〇) 本法令に基づく勅令および省令があるように大臣に意見を具申する。
- (一一) 四半期ごとに大臣に機構の業績を報告する。
- (一二) 機構の目的に従わせるためのその他の実施。

第二六条

理事会の委任に基づく何らかの実施のために、理事会は小委員会または顧問を任命する権限を有する。第二〇条、第二三条および第二四条の内容を小委員会の任命および会議に準用する。

第二七条

第七条（五）に基づく投資は、全投資の六〇%以上を安全な証券に投資しなければならない。ここに省令で定めた原則と方法に従う。

第一段に基づく投資において理事会は適宜、代行者に委任することができる。ここに委任を受ける者の資格、遂行方法および実施費用は省令で定めたところに従う。

第四節 総裁

第二八条

内閣は大臣の提言により総裁を任命する。総裁は一期四年の任期を有し、再任可能だが連続二期を超えてはならない。

第二九条

総裁は以下の資格を有していなければならない。

- (一) タイ国籍者である。
- (二) 内閣による任命日に満六〇歳以下である。
- (三) 常勤で勤務できる。

第三〇条

総裁は第二二条に基づく禁止様態にあってはならない。

第三一条

第二八条に基づく任期に基づく退任のほか、総裁は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 背任、悪品行、義務不履行または能力欠如を理由に、大臣の提言に基づき内閣が解任を決議した。このときはっきりとした解任事由を示さなければならない。

金融機関システムの安定創造に緊急の必要性がある場合、内閣は理事会の提案に基づく大臣の提言により解任を決議することができる。

- (四) 第二九条に基づく資格を欠いている、もしくは第三〇条に基づく禁止様態にある。

第三二条

総裁は本法令に基づき機構の経営権限および義務を有し、理事会が定めた方針、規約または規定に従

った実施をなし、機構の職員および被雇用者を指揮する権限義務を有する。

第三三条

外部者に係る事業において総裁は機構の代表者とする。このために総裁は特定の件についていずれかの者に実施権限を委任することができるが、理事会が定めた規約に従わなければならない。

第三四条

機構は理事会が相当と判断した人数の副総裁と総裁補佐を有する。

副総裁と総裁補佐は機構の職員の地位にあり、総裁が委任した権限と義務を有する。

第三五条

総裁が職務を遂行できない、もしくは空位の時、副総裁または総裁補佐が総裁代行となる。当該人物がいない、もしくは当該人物が職務を遂行できない場合、理事会が理事または機構の職員一人を総裁代行に任命する。ここに理事会が定めた規約に従う。

第五節 報酬と職務遂行の保護

第三六条

理事長、理事および総裁は大臣が定めた報酬を受け取る。

小委員会委員および理事会の顧問は理事会が定めた報酬を受け取る。

第三七条

係官の違法行為責任についての法律を機構の理事会、理事、小委員会委員、顧問、総裁、職員および被雇用者の権限義務に基づく職務遂行に適用する。

第二章 金融機関に係る遂行

第三八条

理事会は、本法令に基づき保護を受ける預金の引き受け金融機関であることを示すために金融機関が使用する内容、標章またはシンボルを定める規則制定権限を有する。

第三九条

金融機関のポジションおよび業務遂行の追跡に資するため、タイ国銀行または金融機関監督のその他の機関および機構は、申請を受けたところに基づき相互に金融機関に係る検査報告またはデータを送付する義務を有する。

第四〇条

金融機関のポジションまたは業務遂行の追跡のために必要な場合、機構は金融機関に機構が定めた秘密報告、何らかの書類の提出を命じる権限を有する。ここに期間に従い、もしくは適時に提出させ、説明、報告または書類の解説をさせることもできる。

第一段に基づく提出報告および書類もしくは説明において、金融機関は遺漏なく、事実と一致させなければならない。

第四一条

いずれかの金融機関が民衆の利益に損害を及ぼすおそれのあるポジションにある、もしくは民衆の利益に損害を及ぼすおそれのある形態の業務をしていると疑える事由がある場合、機構はタイ国銀行または他の金融機関監督機関に金融機関の資産、債務、ポジションまたは業務に係るデータを一般検査もしくは関係する特定の件について検査するよう要請することができる。

タイ国銀行または他の金融機関監督機関は機構が要請したところに基づき検査し、機構が検査に参加することもできる。

第四二条

いずれかの金融機関が民衆の利益に損害を及ぼすおそれのあるポジションにある、もしくは民衆の利益に損害を及ぼすおそれのある形態の業務をしている証拠が明らかである場合、関係する法律に基づく手続きをとるために、機構はタイ国銀行またはその金融機関の監督機関に通知する。

機構は代表を送り、タイ国銀行または他の金融機関監督機関と協議し、金融機関に実施した対策または今後実施する対策に係る詳細、諸データを知る権限を有する。

第四三条

本法令に基づく遂行のために必要な事由がある場合、係官は金融機関の取締役、従業員または被雇用者、金融機関の会計監査人、およびコンピュータまたはその他の器具により金融機関のデータを収集または編集する者、ならびに金融機関に係るデータの占有者またはそれを知る者に対し、当該人物が占有している金融機関の事業、資産および債務に係る証言をする、もしくは会計簿、書類またはその他の証拠の謄本を提出する、あるいは提示するよう命じる権限を有する。

別の方法でデータを捜すことができない事由がある場合、係官は第一段に基づく地位にあった、もしくは職務遂行をしたことのある者で、その地位または職務から離れて五年以内の者に対し、当該人物が占有している金融機関の事業、資産および債務に係る証言をする、もしくは会計簿、書類またはその他の証拠の謄本を提出する、あるいは提示するよう命じる権限を有する。

第四四条

機構は理事会の承認のもとに、違反行為および違反行為者への懲罰に加え、本法令に基づく遂行により得たその他データを公開する権限を有する。

第四五条

タイ国銀行が金融機関事業法に基づき金融機関管理を命じ、当該命令を機構に通知した場合、機構は当該法律が規定したところに基づき管理委員会の委員として任命するためにタイ国銀行に名簿を提出する。

第四六条

係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第三章 預金保護

第一節 預金保護基金

第四七条

「預金保護基金」と呼ぶ基金を機構内に設置する。基金は以下からなる。

(一) 金融機関が第四九条に基づき納入した金銭および第五〇条に基づく付加金。

- (二) 基金の利得。
- (三) 第四章に基づく清算から得た金銭または財産。
- (四) 寄付者のいる金銭または財産。
- (五) 機構が預金者への支払いのために借り入れた金銭。

基金の資金は以下のためにのみ拠出使用することができる。

- (一) 第四八条に基づく機構への配分。
- (二) 第五三条に基づく預金者への支払い。
- (三) 理事会が定めた原則に基づく基金管理運営費としての支払い。
- (四) 元本および利息の返還。

第四八条

毎年、理事会は機構に対し必要に応じて、第四七条第三段（三）の基金管理運営費を差し引いた上で基金の利得の半分以下を配分する。

第四九条

金融機関は勅令で定められたレートに従い基金に納金する。レートは一年につき保護される口座の平均預金総額の1%以下としなければならない。

第一段に基づく平均預金総額の計算の原則および方法は、理事会が官報で布告規定したところに従う。

最初の基金納入金額レート規定のための勅令制定において、同一レートで金額レートを定める。それ以降については金融機関の業務の種類またはポジションに従い違ったレートを定めることができる。

タイ国銀行法に基づく金融機関再建開発基金への納金に係る規定は本条に基づく基金への納金には適用しない。

第五〇条

いずれかの金融機関が定められた期間内に基金に納金しない、もしくは納金したが満額でない場合、納金しなかった金額、もしくは不足額の月2%以下のレートで付加金を支払わなければならない。ここに理事会が定めた原則および方法に従う。

金融機関が基金に納金しない、または納金したが満額でなく、かつ第一段に基づく付加金を支払わなかった場合、機構はその金融機関に定められた期間内に当該金額を支払うよう命令する権限を有する。

基金への納入金および付加金はその金融機関の租税債務に次ぐ優先順位を有する債務とみなす。

第二節 保護を受ける預金

第五一条

保護を受ける預金とは、すなわち以下の要件下で金融機関事業法に基づき免許書を取り消される日までの平均預金総額計算に算入した金融機関の全種類の預金、およびその預金により生じた未払い利息である。

(一) パーツ貨での預金および利息でなければならない。かつ

(二) 国内預金口座への預金で、かつ外国為替管理法に基づく国外居住者のパーツ口座への預金ではない。

理事会は第一段に基づく保護を受ける預金の種類の詳細を官報で布告する。

第三節 預金者への支払い

第五二条

いずれかの金融機関が金融機関事業法に基づき免許書を取り消された時、その金融機関の管理委員会または法人代表者は、免許書を取り消された日から七日以内に清算人としての立場にある機構に全ての金銭および資産、書類を引き渡す。

機構は金融機関が免許書を取り消された日から四〇日以内に、預金者に対し受取を申請するよう布告規定する。

預金者は機構が受取申請に来るよう布告規定した日から九〇日以内に受取申請のための申請書を提出し、証拠を示さなければならない。

いずれかの預金者が第三段に基づく期間内に受取申請に来なかった場合、不可抗力があり、預金者がその不可抗力の事由がなくなった日から九〇日以内に受取申請に来た場合を除き、当該受取の権利は消滅したものとみなす。ただし預金者は第四章に定めた清算プロセスに基づく金融機関の残余財産から当該債務弁済を受ける請求権を有する。

預金者の受取申請および権利行使は理事会が定めた原則、方法および要件に従う。

第五三条

機構は申請日から三〇日以内に、預金者の全口座に示された預金額に基づき金融機関ごとに申請した預金者に対し支払う。各口座合計の預金が一〇〇万バーツを超える場合、一〇〇万バーツまで支払う。

[注／一つの金融機関につき合計一〇〇万バーツまで保護]

預金者がいずれかの金融機関にはっきりとした金額で未払い債務がある場合、機構はその金融機関における全ての口座の預金額から当該未返済債務を差し引く。

機構は口座主として名のある預金者もしくはその相続人に対し支払う。口座主として複数の人物の名がある場合、その金融機関に有する預金のはっきりとした証拠に基づき、各人が預金において有する権利の割合に従い口座主各人に支払う。各人のその口座における預金額の割合を知ることができない場合は、当該預金者各人は同じ割合であるものとみなす。

本条に基づく支払いは理事会が定めた原則、方法および要件に従う。

第五四条

第五三条第一段に定めた以上の一般的な預金者への支払い額、もしくは公正を期するためのいずれかの種類の預金者への支払い額の規定は、勅令制定によってこれをなすことができる。

第五五条

機構は支払った金額と同額について預金者の権利を引き継ぎ、管財官または清算人からその金額で債務返済を受ける権利を有する。このときその金融機関の全ての一般債権者より上位の優先権を有する。

第四章 金融機関の清算

第五六条

金融機関が事業免許書を取り消された時、機構はその金融機関の清算人となり、株主総会の権限義務は機構の権限義務となる。

第五七条

清算金融機関の預金が高利に不当に高い利息率を有すると判断した場合、機構は理事会の承認のもとに当該利息率を引き下げる権限を有する。ここに引き下げの前に預金者に告示しなければならず、告示日から七日が経過した時に引き下げることができる。

第五八条

清算金融機関の契約に基づく義務が得られる利益を不当に上回る負担となっていると判断した時、機構は理事会の承認のもとに当該負担の軽減のために資産の所有者、契約当事者または関係者と合意することができる。

第五九条

清算金融機関の経営者雇用契約が不適当な要件を有する、もしくは過度に高い報酬または権益を定めている、あるいはその経営者の経営または不作為、職務不遂行により当該金融機関が損害を受けていると判断した場合、機構は理事会の承認のもとに当該経営者を解雇、停職または報酬・諸権益を引き下げる権限を有する。

第六〇条

大臣がいずれかの金融機関の事業免許書の取り消しを命じた時、清算人としての機構がその金融機関の資産、債務または義務を他者に売却もしくは譲渡した場合、民商法典の第二三七条および第三〇六条、仏暦二四八三年破産法令の第一一四条および第一一五条を適用しない。

第一段に基づく実施において、いずれかの者に損害が生じた場合、免許書を取り消された金融機関および資産、債務または義務を購入もしくは譲り受けた者はその生じた損害賠償に共同で責任を負う。

第六一条

第六〇条に基づく金融機関の資産の売却または譲渡において、民商法典の第三〇五条に基づき譲受人に帰する抵当権、質権または保証で生じる権利ではない別の担保を有する資産の売却または譲渡がある場合、その担保は購入または譲り受けた者に帰する。

第六二条

第六〇条に基づく資産、債務または義務の売却または譲渡において、裁判所の訴訟として請求権の実行の訴えがある場合、資産、債務または義務の購入者もしくは譲受人は当該訴訟において代理訴訟当事者としての権利を帯び、新たな証拠をもってすでに提出された書類に反対する、尋問済みの証人に反対尋問する、検証済みの証拠を反証することができるが、当該反対または反証が訴訟当事者に対し不公正である場合、裁判所は許可しないこともでき、裁判所がその請求権に基づく実行の判決を下した場合、その判決に基づき債権者として権利を帯びる。

第六三条

預金者に支払い終えた場合、機構は清算人として当該支払金について機構に、もしくは自己より上位の優先権を有する債権者に対する債務弁済のため、諸資産を管理する権限を有し、残金があればその金融機関の破産命令を求めて裁判所に訴える前に、公正な割合に応じてその債権者の承諾をもって一般債権者に弁済することもできる。

裁判所が財産保全を命じた時、機構は金銭および資産、全書類を管財官に引き渡し、それ以後、機構は清算人としての権限と義務から離れ、破産法に従った清算手続きをとる。

第六四条

金融機関が免許書を取り消された日から第六三条に基づく機構の訴えに基づき裁判所が財産保全を命令する日まで、

(一) その金融機関を破産訴訟で訴える、ならびにその金融機関の資産に係る実行を訴えることを禁

じる。

(二) 裁判所は請求権でその金融機関を訴えた者のいる訴訟の審理を中止する。

第五章 罰則規定

第六五条

自己の事業が本法令に基づき保護を受ける預金の引き受け金融機関であることを示すための内容、標章またはシンボルを使用した金融機関でない者は、二年以下の禁固、または二〇万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、かつ違反期間中にわたり一日五〇〇〇バツ以下の罰金に処する。

第一段に基づく違法行為者が法人である場合、その法人の取締役、支配人または業務責任者は、第一段に規定された刑罰に処する。ただし自己がその違法行為に関係していなかったことを証明できる場合はその限りではない。

第六六条

第四〇条に違反した、もしくは従わない金融機関は、五〇万バツの罰金に処し、かつ違反期間中にわたり一日五〇〇〇バツ以下の罰金に処する。

金融機関の取締役、支配人または業務責任者は、第一段に規定された刑罰に処する。ただし自己がその違法行為に関係していなかったことを証明できる場合はその限りではない。

第六七条

第四三条に基づく係官の命令に違反した、もしくは従わなかった、あるいは虚偽の証言をなした、虚偽の謄本または会計帳簿、書類その他証拠を提出した者は、二年以下の禁固、または二〇万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、かつ違反期間中にわたり一日五〇〇〇バツ以下の罰金に処する。

第六八条

管理委員会または金融機関の法人代表で第五二条に従わなかった者は、一年以下の禁固、または一〇万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、かつ違反期間中にわたり一日五〇〇〇バツ以下の罰金に処する。

第六九条

本法令で規定された権限義務の遂行により金融機関の事業を知る、もしくは本法令に基づく権限を有する者の公開により情報を知る者で、秘密または非公開の事業または情報を他社に公開した者は、一年以下の禁固、または一〇万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段の内容は以下の場合の公開には適用しない。

- (一) 権限義務に基づく公開。
- (二) 捜査または訴訟審理に資する公開。
- (三) 本法令に基づく違法行為に係る公開。
- (四) その金融機関または金融機関全体のポジションおよび業務の改善に資する公開。
- (五) 金融機関の会計監査人に対する公開。
- (六) その金融機関の営業監督義務を果たす国内外の当局または機関に対する公開。
- (七) 情報の所有者から文面で承諾を得た公開。

第七〇条

本章に基づく違法行為は、係官が違法行為があると判定した日から一年以内に、あるいは違法行為の

あつた日から五年以内に裁判所に訴えなかつた、もしくは第七一条に基づき略式処分委員会により略式命令が下されなかつた場合、時効が成立する。

第七一条

第六五条、第六六条、第六七条および第六八条に基づく違法行為は、大臣が任命する略式処分委員会が略式命令を下す権限を有する。

第一段に基づき大臣が任命した略式処分委員会は三人からなり、うち一人は刑事訴訟法典に基づく捜査官でなければならない。

略式処分委員会が略式命令を下し、被疑者が略式処分委員会の定めた金額および期間内に料金を支払つた場合、事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

経過規定

第七二条

預金保護機構が設置された時、預金保護機構設置前にあつた政府による金融機関の預金者保護は廃止され、本法令の施行の当初四年においては、以下の金額を超えない保護金額を定めることにより、第五三条に定めた原則に基づき預金者に支払う。

- (一) 一年目 口座に明らかな金額全額。
- (二) 二年目 一億バーツ。
- (三) 三年目 五〇〇〇万バーツ。
- (四) 四年目 一〇〇〇万バーツ。

ここに、本法令の施行の当初四年間において、経済状況および金融システムが変化し、第一段に定めた額を上回る預金保護を定めなければならない事由となつた場合、勅令によりこれを定める。

(おわり)

[注／第七二条の規定については、グローバル金融危機対応で全額保護期間を延長するため、勅令の制定が二〇〇八年一〇月二八日に閣議決定された。五年目から保護上限は一〇〇万バーツ]